



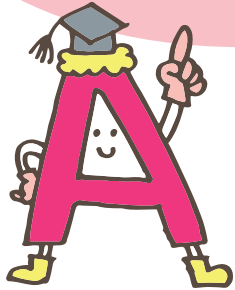
1カ月後に1.5倍の金額を返済する 融資契約をした場合は？

相談者の気持ち

SNSで簡単に融資を受けられるという書き込みを見つけて、住所、氏名等のほかに会社名、給料、支給日等を書いて送り申し込んだところ、すぐにお金が振り込まれました。約1カ月後に手数料を含む1.5倍の金額を返済する条件でした。勤務先を知られているので、会社に連絡されたら困るのですが、どうすればよいのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



まず「約1カ月後に手数料を含む1.5倍の金額を返済する条件」との融資契約は、どの程度有効なのだろうか、という点から検討します。

利息制限法は利息の上限を定めており、元本の額が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%を上限としています。これを超える利息の約束は、超えている部分は無効となります。

例えば、あなたの借りた金額が仮に20万円だったとすれば、1カ月分の上限利息は、 $20万円 \times 0.18 \times (12分の1) = 3,000円$ ということになります。したがって、1カ月後に返済すべき金額は、元利合計20万3000円です。これを超えて支払う必要はありません。もっとも、この限度なら支払う義務があるのか、という点については後述します。

なお、金利とは別に「手数料」を支払う必要がある、との契約のようですが、利息制限法では、こうした手数料を名目とする金員を請求する約束をしても、それは利息とみなされます。

ただ、本件の利息は「手数料を含む1.5倍」というむちゃくちゃな高金利です。1カ月で50%ですから、年率にすると600%ということになります。

こうしたあまりにも高い割合の金利を約束した場合は、第一に貸金業者は罰則を受けます(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条)。懲役刑や罰金刑が規定されています。

第二に元本も利息も支払う必要はない、という考え方が裁判所では主流です。すなわち、本件のような高金利の金銭貸し付けは、完全に犯罪であり、貸し付けとはいうものの、犯罪を行うための手段として金員を給付したものとみなされます。こうした場合、これは「不法原因給付」として、その返還を請求できないという条文があります(民法708条)。

この結果、あなたは「違法な高金利だから、元利金一切を返済しない。警察に通報して取り締まってもらう」と主張することが理論上できます。

もっとも、普通の人にそんなことはできないでしょう。素人であるあなたがこれを主張するのは心理的に困難かもしれません。そのときは弁護士や司法書士に依頼してみるとよいでしょう。これを主張すれば業者は刑罰を怖がって、あなたの会社に連絡をしてくるという事態は考えにくいものです。

